広報 広環協

発行者
広島県環境整備事業協同組合
〒730-0026
広島市中区田中町5番9号
TEL (082) 246−0340
FAX (082) 248−1258

環境整備事業関係広報誌
第3号
本紙は一般廃棄物・浄化槽保守点検清掃等の取扱業者による広報紙です。
会員、関係企業に頒布しております。

滋環協青年部・広環協青年部合同による「合理化事業計画策定研修会」を開催

去る七月六日、広島県福山市ニューキャッスルホテルに於いて、滋賀県環境整備事業協同組合青年部より小山青年部長をはじめとする14名の青年部員をお招きし滋環協青年部と広環協青年部合同による「合理化事業計画策定研修会」が開催されました。

黒瀬副理事長挨拶

研修会に先駆けて、黒瀬栄治広環協副理事長より、両青年部へ向け今後の活動への期待と本研修会の盛会を期待する挨拶で始まりました。

続いて両青年部長の挨拶、更に研修会へとすすめられ、先ず第1部として滋環協青年部により「合理化事業計画の国の承認基準及び策定要領」について説明していただきました。

滋賀県では早くから合理化特別措置法に基づく対策が推進されており、国の承認を受けた市町村も多くあり、今回の研修ではどういった経過で承認を得る事が出来たか、その過程での業者の役割についてその基本的な考え方である合理化事業計画書内の各項目について説明を受けることが出来たといえます。

計画書は、目的、市町村の概要、し尿等処理の沿革、下水道事業計画の現状と見直し、し尿・浄化槽収集量の推移及び要し尿・浄化槽収集量の見通し、計画の内容で構成されています。その中の収集量の推移について「計画書内のデータと、業者が実績値を積算したデータとを比較しこれから各会社がどういう方向でやっていくのかただ漠然とやるのではなくデータを整理し自分達の内容を把握して進めることが重要です」と質疑の時間を含め約九〇分にわたり説明して頂きました。

続いて第2部では、草津市・大津市の代替業務の現状について事例を示していただきながら詳しく説明を戴きました。

中には17項目もの代替業務を受託されている会社もあり、我々が今後進んでいく合理化への道標となる有意義な研修会でありました。

研修後には参加者全員で、福山ニューキャッスルホテルにて懇親を深め、業界の成長と発展を誓い合いました。

また、私見ではありますが、今回の研修において、あまり耳にしない用語なども多く内容についての認識不足を痛感致しました。

現在広環協青年部は新入部員も多く今後、基本的な部分の知識の向上の為個々での勉強はもちろん、部内での勉強会等に力を入れ、各市町村における協定書を締結していく推進力となっていく事が重要だと感じました。

（報告＝本長糧太）

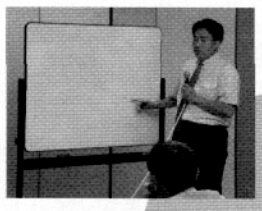

小山青年部長挨拶
茂本青年部長挨拶

研修風景
受付

理事会報告

■第3回理事会

【開催日時】平成13年7月18日(水)午後2時より

【開催場所】広環協事務所

【出席理事】三井、黒瀬、茂本、夏山、城山、森川、金井、川崎

【欠席理事】大森

【議事案件】

【第1号議案】全国環整連近況報告

（黒瀬副理事長より報告）

全国環整連として規制緩和へどう対応していくのかという、広島からの質問に関して、八田新会長は、広島県の質問は「的はずれ」と言う理解に苦しむ言葉を用い回答を避けた。また「理事全員が執行部であり、私（八田氏）は理事会で決まったことを執行するだけ」という、極めて受動的な発言があり、今後の業界の将来の方向性が不透明なだけでなく、不安を抱かせるものであった。

【第2号議案】合理化事業推進大会について

現在、広島県との一般廃棄物協議会において進めている、合理化ガイドラインの作成がほぼ大詰めの段階となり、いよいよ発表というところまでこぎつけています。また、広島県の後援（検討中）をいただき、合理化事業推進大会の準備が進んでいます。開催の予定は現在のところ、10月中旬を目標に事務レベルでの調整に入っています。

【第3号議案】組合加入申込の承認について

（夏山理事より説明）安芸地区より6業者の加入が承認された。〈中国清掃工業(株)高山信夫〉・〈安芸実業(有)清水正之〉・〈(株)大原産業　大原　弘〉・〈(有)新生衛生社　高山英子〉・〈(有)博愛社　曹　永間〉・〈(有)キリン浄化センター　川住房吉〉以上

【第4号議案】青年部人事について

7月13日青年部総会において役員の改選があり、新青年部長に、鉄本秀樹氏（国司衛生興業）が選任された。副部長、監事は次の通り。

〈副部長　岡崎元紀氏・高山浩一氏・三井隆司氏〉〈監事　高山永龍氏・本長糧太氏〉

【第5号議案】道路公団委託業務について

道路公団側の、平成14年度事業に関する方向付けが定まり次第、再度協議する。

またこの件に関する対策委員会を設置し、問題解決にあたることとなった。

【第6号議案】倫理問題・別紙4（継続審議）について

別紙4の問題について県側は、広島県の考えとしても従来通り別紙4は必要という考えで環協保全に寄与していくことで問題はないが、運用上の問題等、是正すべき点もあり、今後、広環協と協議し問題解決を図っていく考えを示した。また広環協としても、別紙4の存続に力を注ぐ方針を全員の拍手で承認し、広島県環境保全センターの別紙4廃止に関する動きには断固抗議し撤廃を要求する姿勢を明らかにした。

その他、山県西部衛生組合に対して、都市環境サービス有限会社（代表取締役金井吉浩氏）から新規許可申請が出されていることに関する件が、倫理問題として取り上げられ、当然のことながら新規許可阻止の方針が理事会内でも明確に示され、まして今回の様に、組合員である金井氏からの新規許可ということは、組織としては絶対に許すべきものではなく、厳しい処分を求める声が理事会構成メンバーから相次いだ。以上

（報告＝岡崎元紀）

東急車輌の環境整備車両
●バキュームカー
●汚泥吸排作業車
●高圧下水管洗浄車

美しい時代へ ―豊かさを造り、未来を創る
東急車輌製造株式会社
〒154-0004　東京都世田谷区太子堂4-1-1　キャロットタワー
TEL 03（5431）1082

目　次

一面…滋環協青年部・広環協青年部合同による「合理化事業計画策定研修会」を開催
理事会報告
二面…第3回通常総会／平成13年度事業計画
三面…下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法の概要
合理化事業計画策定市町村一覧表
四面…組合員紹介

浄化槽用殺菌・消毒剤
ハイライトクリーン
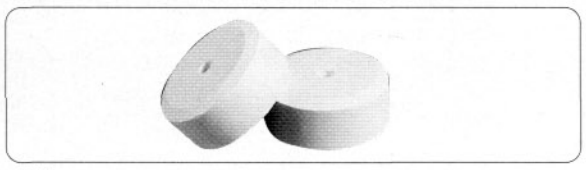
〈特長〉
1．完全溶解性で、吸温性がほとんどなく、目詰りや膨張による棚吊りがありません。
2．有効塩素の安定性がよく、持続性の高い消毒効果が得られます。
3．作業性がよく簡便で経済的です。
4．強い雑菌力を発揮します。
5．用途に応じて、特色のある形状が揃っています。
〈浄化槽用殺菌消毒剤〉
●ハイライト®クリーンS〈ドーナツ型15g/錠〉●ハイライト®クリーンQ〈ドーナツ型15g/錠〉●ハイライト®クリーンS-90〈ドーナツ型15g/錠〉●ハイライト®クリーンM-90〈円型扁平型30g/錠〉●ハイライト®クリーンC〈ドーナツ型75g/錠〉●ハイライト®クリーンL-60〈ドーナツ型150g/錠〉●ハイライト®クリーンL-90〈ドーナツ型150g/錠〉●ハイライト®スティック〈棒状型300g/錠〉●ハイライト®スティック45〈短棒状型45g/錠〉
〈水処理用塩素剤〉
●サンプライト90W〈30g碁石型〉
※用途に応じて使用器具も取揃えています。

広島県販売代理店
山下薬品工業株式会社
広島市西区観音本町2-3-23
TEL 082（232）2286
FAX 082（232）2289

日産化学工業株式会社　大阪支店　大阪市北区梅田1-8-17（大阪第一生命ビル11階）TEL06（6346）7130

第3回通常総会が開催される

去る5月18日（金）午後3時より、広島市中区「広島国際ホテル」にて、広島県環境整備事業協同組合の第3回の通常総会が多くの組合員が参加する中、広島県からは広島県環境生活部環境局廃棄物対策総室　室長松本晃幸氏、並びに隅田専門員を来賓としてお招きし盛大に開催されました。

開会の冒頭で挨拶に立たれた三井理事長からは、循環型社会への対応など、今後我々の業界が直面している課題と真摯に受け止め、合理化への交通整理をする中、新たな分野への参入も必要であるとの、今後進むべき方向性が力強く示された。

総会では平成12年度12月の福山市への統一抗議行動をはじめ、1年間の合理化への動きや各組合活動が報告され、更には平成13年度の新たな事業計画が示され盛会にて閉会し、終了後行われた懇親会では、各組合員がお互いの情報を交換し交流を深めた。

（報告＝岡崎元紀）

乾杯

総会会議中

▶懇親会全景

夏山議長

総会会場内

松本室長挨拶

総会理事長挨拶

平成13年度事業計画

1、情勢

21世紀の循環型社会の構築に向け、基本原則を定めた「循環型社会形成推進基本法」が制定され「廃棄物処理法」改正では不法投棄を規制することに重点を置いた排出事業者責任の徹底を図ること、また、廃棄物のリサイクルを推進するため「資源の有効な制度の促進に関する法律」及び個別の物品に着目したリサイクル法では、「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」「建設工事資材の再資源化法」及び「食品循環資源の再生利用促進法」が制定されたところである。

さらに、「浄化槽法」が改正され、浄化槽の定義から単独処理浄化槽を削除し、新設時の合併処理浄化槽の設置（下水道の予定処理区域を除く）が義務付けられた。

このように循環型社会においては廃棄物処理を取り巻く社会的関心がますます高揚しており、これに呼応すべく対策を重点的に推進する。

（1）県内市町村で、合理化事業計画の策定がなされたところは2町2村である。ただし、合理化特別措置法の趣旨を踏まえた協定等により、下水処理場管理業務、ごみ処理業務、その他清掃業務等、市町村の内情に応じた業務委託がされているのは、25市町村となっている。

（2）福山市合理化問題については、当組合による統一抗議行動により福山市行政との協議も進展し、現在合理化事業計画案の擦り合わせ作業をしているところである。

合理化の協定については、福山市行政は国の承認が得られるように手順を踏んでいるため時間がかかっている。

（3）農漁村集落排水処理施設は、国の高い整備補助率・多額の予算とあいまってその整備箇所数は完了を含め79箇所（40市町村）となっている。

（4）合併処理浄化槽についても普及は著しく、平成元年度10町村217基であったが計画数・設置実績数ともに年々増加しており、平成12年度は72市町村3、350基が整備されている。

2、事業運営計画

し尿収集運搬をはじめとする業務の減少に鑑み、合理化特別措置法に基づき、関係省庁からの救済事項の指導通達、更には合理化事業計画策定要領も示されていることから市町村の理解・浸透を図ることが重要である。

このため、市町村の合理化事業計画策定状況等に注意しつつ、組合が広島県と設置した「一般廃棄物対策協議会」を活用して、適時適切に対話協調するとともに、青年部との1ヶ月に1度の勉強会を更に充実させ、組合の事業活動を円滑かつ速やかに進めるように努める。

また、合理化対策委員会・浄化槽対策委員会・広報委員会の各委員会活動の充実をはかり、組合員の見識を高めることにより、発生する諸問題に俊敏に行動できる体制づくりと人材の育成を促進する。

（1）合理化補償問題の推進

21世紀への安定した企業経営の存続を希求する方針のもとに、合理化特別措置法に基づく市町村の合理化事業計画を速やかに樹立させ、し尿収集運搬業務及び浄化槽清掃業務の減少に伴う代替業務等の補償措置を明確にすることが緊急の課題である。

① 前年度に引き続き、組合理事が一致団結して先頭に立ち、組合員と一体となって全県的に合理化補償交渉を促進する。

② 合理化事業策定の遅れている市町村にあっては、当面、協定書・覚書等による支援策を講ずるなど、柔軟に対応していくものとする。

③ 組合員個々においては、自らの営業地区とする市町村の一般廃棄物処理計画を理解し、この処理計画を基本ベースとして合理化事業計画策定の成就を図り、代替業務など補償措置支援策を勝ち取るよう、常日頃から市町村担当部局との接触連携をとることも大切である。

④ 今年度7月から9月頃を目途に、県及び全市町村との合理化大会を開催する。

（2）農漁村集落排水処理施設

農林水産省が進める農漁村集落排水処理施設事業において、これらの施設が浄化槽であること、また、関係省庁の指導通達文書をふまえ、地元市町村で整備計画が進められる場合は、合理化事業計画への折り込みに関しても行政側と十分に連絡調整し、その維持管理業務の獲得に努める。

（3）浄化槽の保守点検及び清掃業務

① 国庫補助制度により設置された小型合併処理浄化槽の維持管理については、特に業者として責任を完遂できるよう、的確な作業を実施することが大切である。

② 農漁村集落排水処理施設の維持管理業務についても年々整備完了する市町村が増加するとみられるが、この施設は下水道に匹敵するものであり、業務の仕様は担当多岐にわたっているので、技術面の受け入れ体制に注意を要する。

また、その維持管理は「農漁村集落排水処理施設維持管理技術特別講習会」の受講修了者が望ましいとされているので留意されたい。

③ 浄化槽清掃において、とかく住民への対応あるいは、その清掃作業要領、料金問題等で、行政当局へ苦情が持ち込まれるケースもあるので、従業員教育にも配慮することが肝要である。

④ 浄化槽の法的検査機関である「広島県環境保全センター」の検査結果を参考として、不備点の技術的是正に努めるとともに、設置者に対しては水質汚濁防止の観点から、環境保全センターの検査を受けるよう積極的に勧奨する。

（4）単独処理浄化槽の新設廃止と合併処理浄化槽の普及促進

① 単独処理浄化槽は、平成12年12月から設置できなくなった。

（平成12年11月30日までに設置工事に着手しなかった単独浄化槽は流通在庫も含めて設置できない）

これにより浄化槽は、例示仕様に基づく合併浄化槽と性能評定を受けて認定されるものの2つとなる。合併処理浄化槽の整備促進のため、平成13年度予算においても国庫補助制度の拡充等を図ることとしている。

（5）新規許可申請の自粛

浄化槽清掃業における不当な新規許可申請の問題については、その阻止に関し、全国環整連とも協調して進めてきたところである。

こうした行為は、現在進めている合理化事業計画（代替業務等補償措置）問題にも妨げとなるので、今後にあっても区域外への新規許可申請行為は厳に慎み、組合員相互のトラブルが発生しないよう、留意するものとする。

（6）適正料金営業の遵守と適正料金の確保

① 保守点検及び清掃料金については、ダンピングによる業界内のトラブルを生じないよう厳に慎み、互いに適正料金での営業を心掛け経営の安定を図るものとする。

② し尿収集運搬料については、業務の絶対量が漸減しつつあり、また収集地点は拡散し、加えて労働時間の短縮など、業務・運営ともに困難性は増している。

これらのことを勘案して、適正料金の確保について行政側との折衝にも最大限努力を傾ける必要がある。

ただし、この適正料金の折衝にあたっては、合理化事業問題の交渉とは個別の場で行うべきことに留意を要する。

（7）高速自動車道の水質保全管理業務

① 日本道路公団中国支社から受託する水質保全管理業務については、浄化槽施設のほか、関連する汚水処理設備、再生水設備等に加え、上水施設のほか、関連する水供給設備の保守点検、使用水量検針などといった幅広いものがある。

また、付随する事務的処理業務も種類・量が多く、かつ公団業務への協力を求められるケースもある。

② 道路公団の組織改革、緊縮財政等に伴い、11年度から物件毎の出来高払い方式となっているが業務の分担は従来の12名で実施しており、また業務実績は中国各県ごとに、その業績を採点評価されるので、迅速的確に対応することに、意を用いる必要がある。

（8）環整連全国大会

① 環整連第27回全国大会は10月鳥取県で開催の予定である。

（9）効率的雇用の安定と福祉共済及び安全衛生管理

① 効率的雇用の安定を図るため、退職時の給付と労働災害時に優遇性のある対応に配慮した、福祉共済制度の活用並びに厚生年金基金への加入を促進する。

② 常に労働力を十分に発揮させるとともに、人材を活用する観点から交通安全・酸欠防止や個人の健康管理にも十分留意し、かつ、バキューム車及び浄化槽の「標準安全作業要領」の遵守により、事故防止に努める。

（10）共同購買事業の拡充

組合の共同購入斡旋事業は、ここ数年横ばい若しくは下降気味であるので、組合員各位の協力により、これを伸展させるよう努力する。

なお、組合が取り扱っている共同購買品目は、別紙の資料に掲げるとおりである。

（11）委員会の充実強化

『合理化対策委員会』『浄化槽対策委員会』『広報委員会』を組合委員会として発足し、組織の充実強化を図る。

（12）青年部の育成

組合はもちろん、業界をとりまく問題についての青年部の関心は高いものがあり、殊に青年部員は、各種委員会の構成員であり日々研鑽に努めている。

このことからも、青年部の若き力に期待するところは大であるので、その育成に十分配慮する。

（13）広報委員会の育成

平成12年12月に広報誌『広環協』を創刊し、組合員へ情報の共有化を促し、年に4回定期的に発行する。

広報誌に対する期待は大きいものがあり、組合員も次号の発行を心待ちにしているところである。

更なる充実を図れるよう充分配慮する。

平成13年度合併処理浄化槽設置計画市町村の概要

（設置計画基数 3,292基）

市町村名	基数	市町村名	基数	市町村名	基数	市町村名	基数
広島市	216	御調町	40	庄原市	46	甲山町	40
府中町	21	内海町	16	千代田町	30	世羅町	40
海田町	11	沼隈町	40	大朝町	10	久井町	50
熊野町	25	上下町	38	豊平町	80	加計町	50
坂町	2	甲奴町	15	甲田町	135	湯来町	20
東広島市	400	神辺町	45	高宮町	40	戸河内町	35
黒瀬町	60	神石町	10	吉田町	50	芸北町	30
河内町	62	油木町	25	美土里町	50	吉和町	2
大和町	60	(神)三和町	20	八千代町	10	君田村	15
福富町	45	豊松村	20	口和町	10	作木村	34
豊栄町	45	廿日市市	33	西城町	25	布野村	20
音戸町	63	大竹市	4	高野町	5	呉市	30
倉橋町	18	佐伯町	40	比和町	10	因島市	100
安芸津町	20	江田島町	1	東城町	35	豊町	10
安浦町	10	能美町	7	吉舎町	10	大崎町	8
福山市	330	三原市	60	三良坂町	3	東野町	13
府中市	60	竹原市	70	総領町	10	木江町	4
尾道市	150	本郷町	27	(双)三和町	3		
新市町	40	三次市	50	世羅西町	30		

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法の概要

1、経緯

○　下水道の急速な整備等に伴い、し尿処理業者及び浄化槽清掃業者はその業務の縮小又は廃止を余儀なくされる。

○　一方、し尿処理業等の事業の転換、廃止等が容易でない実状にあること、し尿の処理等の適正な実施を確保するためには、これらの事業は下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前までその全体の規模を縮小しつつも継続して行わなければならないことを鑑み、これらの事業に係る円滑な転廃業を推進することが重要な課題。

○　このため、昭和50年に「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以下「合特法」という。）が制定され、し尿処理業者等に対する支援措置が講じられている。

2、合特法の概要

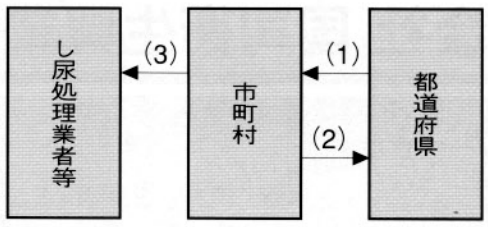

（1）市町村は、下水道の整備等の見通し、し尿の要処理量の見通し等を参考にして、し尿処理業者の事業転換に関する計画も含めた5カ年程度の合理化事業計画を策定し、都道府県知事に申請。

（2）都道府県知事は、市町村から申請のあった合理化事業計画が適切であると認める時に承認。

（3）市町村は合理化事業計画に従い、合理化事業を実施。

3、合理化事業計画の内容等

（1）実施主体…市町村が実施

（2）し尿処理業者等の事業転換に関する施策…次のような支援策の例の中から、各自治体の実情に応じて、確実に実施できるものを選択する。

①事業の転換のための援助以下の例示に示すような業務を、当該業務に必要な知識、技術、経験等に留意しつつ、し尿処理業者等の転換先の業務として活用する。

　また、業務への転換が円滑に行われるよう、従業員に対する必要な資格等の取得のための研修等の援助策を講じる。

（例）ごみ処理業務、下水道汚泥運搬処分業務、道路清掃管理業務、その他市町村が民間事業者に委託することができる業務

②転廃交付金等の交付

　市町村が、転廃業するし尿処理業者等に交付金を交付する。

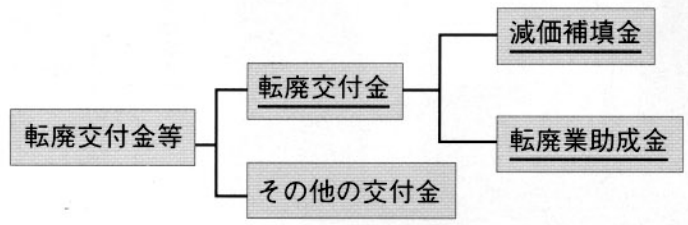

※転廃交付金（下線部）は、租税特別措置法第28条の3及び第67条の4の転廃業助成金等に係る課税の特例の対象とすることができる（財務省の告示が必要）

③職業訓練の実施、就職のあっせん

　従業員の雇用対策として、職業訓練の実施、就職のあっせん等の措置を講じる。

4、その他

○　これまでに、合理化事業計画を策定した市町村は、福岡県北九州市、大阪府箕面市、神奈川県横浜市、群馬県前橋市、栃木県宇都宮市、静岡県藤枝市、山形県鶴岡市、群馬県前橋市（2回目）、滋賀県大津市、三重県鈴鹿市、京都府福知山市、埼玉県狭山市、栃木県宇都宮市（2回目）、京都府加悦町、京都府野田川町、京都府岩滝町、静岡県磐田市、滋賀県守山市、京都府綾部市、京都府舞鶴市、静岡県藤枝市（2回目）、滋賀県八日市市、滋賀県中主町、滋賀県野洲町、滋賀県安土町、滋賀県日野町、滋賀県蒲生町、滋賀県竜王町、滋賀県五個荘町及び滋賀県能登川町の延べ30市町村である。

○　また、多くの市町村で、合特法に基づく合理化事業計画の策定にまでは至らないが、同法の趣旨を踏まえ、個別のし尿処理業者等と調整の上、代替業務の提供や資金上の措置を講じるなど合特法の措置と同様の措置を講じ、円滑な転廃業の推進が図られている。

合理化事業計画策定市町村一覧表

（平成12年3月末現在）

	都道府県名	市町村名	承認年月日	課税の特例措置に関する官報告示
1	福岡県	北九州市	昭和63年12月 1日 平成 3年 3月 6日(変更)	平成 3年大蔵省告示第103号
2	大阪府	箕面市	平成12年 1月10日	平成 2年大蔵省告示第82号
3	神奈川県	横浜市	平成 2年 7月 7日	平成 2年大蔵省告示第188号
4	群馬県	前橋市	平成 3年12月26日	平成 4年大蔵省告示第35号
5	栃木県	宇都宮市	平成 5年 8月24日	平成 5年大蔵省告示第242号
6	静岡県	藤枝市	平成 8年 2月15日	平成 8年大蔵省告示第149号
7	山形県	鶴岡市	平成 8年 3月 4日	平成 8年大蔵省告示第149号
8	群馬県	前橋市(2回目)	平成 8年11月11日	転廃交付金の交付が無いため告示無し
9	滋賀県	大津市	平成 9年 2月18日	平成 9年大蔵省告示第166号
10	三重県	鈴鹿市	平成 9年 3月17日	転廃交付金の交付が無いため告示無し
11	京都府	福知山市	平成 9年 3月31日	平成 9年大蔵省告示第166号
12	埼玉県	狭山市	平成10年 1月26日	平成10年大蔵省告示第95号
13	栃木県	宇都宮市(2回目)	平成10年 2月27日	平成10年大蔵省告示第95号
14	京都府	与謝郡加悦町	平成10年12月 2日	転廃交付金の交付が無いため告示無し
15	京都府	与謝郡野田川町	平成10年12月 2日	転廃交付金の交付が無いため告示無し
16	京都府	与謝郡岩滝町	平成10年12月 2日	転廃交付金の交付が無いため告示無し
17	静岡県	磐田市	平成11年 3月12日	平成11年大蔵省告示第93号
18	滋賀県	守山市	平成11年 3月15日	平成11年大蔵省告示第93号
19	京都府	綾部市	平成11年 3月30日	転廃交付金の交付が無いため告示無し
20	京都府	舞鶴市	平成11年10月12日	転廃交付金の交付が無いため告示無し
21	静岡県	藤枝市(2回目)	平成12年 1月20日	転廃交付金の交付が無いため告示無し
22	滋賀県	八日市市	平成12年 3月13日	平成12年大蔵省告示第79号
23	滋賀県	中主町	平成12年 3月13日	平成12年大蔵省告示第79号
24	滋賀県	野洲町	平成12年 3月13日	平成12年大蔵省告示第79号
25	滋賀県	安土町	平成12年 3月13日	平成12年大蔵省告示第79号
26	滋賀県	蒲生町	平成12年 3月13日	平成12年大蔵省告示第79号
27	滋賀県	日野町	平成12年 3月13日	平成12年大蔵省告示第79号
28	滋賀県	竜王町	平成12年 3月13日	平成12年大蔵省告示第79号
29	滋賀県	五個荘町	平成12年 3月13日	平成12年大蔵省告示第79号
30	滋賀県	能登川町	平成12年 3月13日	平成12年大蔵省告示第79号

受託分析・受託実験
環境調査・環境アセスメント
応援します！
環境を支える
確かな技術
地球環境と人との優しい関係
株式会社
アサヒテクノリサーチ
本　　社　広島県大竹市晴海2－10－22
TEL(08275)9-1800㈹　FAX(08275)9-1805
広島営業所　広島市西区草津新町1-21-35 広島ミクシスビル1F
TEL(082)278-8822㈹　FAX(082)278-8824

夢を大きく、人の心を大切に
MORITA
MORITA ECONOS,LTD.

ニュープレスマスター（圧縮式ゴミ収集車）
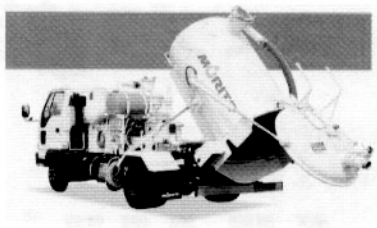
パワフルマスター（強力吸引車）

エコパネル付バキュームカー
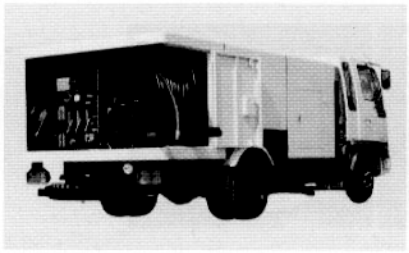
ハイプレクリーナー（高圧洗浄車）
《主な営業品目》
1.衛生車
1.塵芥収集車
1.汚泥車
1.高圧洗浄車
1.廃油ローリー
1.脱水処理車
1.貯水槽清掃車
1.給水車
1.圧力散水車
1.薬液散布車
1.ミルクローリー
1.高速発酵処理装置
1.リサイクル装置・施設
1.入浴車
1.その他特殊車
架装全般
株式会社 モリタエコノス
本社・工場　〒581-0067　大阪府八尾市神武町1番48号
ダイヤルイン　0729－95－0605
広島支店　〒739-0321　広島市安芸区中野6丁目9番20号
電話　082－893－2231(代)
FAX　082－893－1312

組合員紹介

有限会社 エフケイ

【社　名】
有限会社　エフケイ

【住　所】
福山市高西町川尻
２０８の

【電話番号】
０８４９・３４・８８５３

【設立年月日】
平成９年12月１日

【資　本　金】
３００万

【社　員　数】
６名

【代表者氏名】
柿木大造
血液型／Ｏ型
星座／やぎ座
性格／温厚？

【社長の趣味】
ゴルフ・野球

【主な取り扱い業務項目】
・液状一般廃棄物処理業
・浄化槽清掃業務

【理念・社訓・方針など】
・適正な業務の遂行

【自社の夢・ビジョン】
合理化協定の早期締結
あるのみ！

有限会社 国司衛生興業

【社　名】
有限会社　国司衛生興業

【住　所】
高田郡吉田町国司１９６

【電話番号】
０８２６・４２・３０８９

【設立年月日】
昭和50年４月１日

【資　本　金】
３００万

【社　員　数】
14名

【代表者氏名】
鉄本秀樹
（血液型／ＡＢ型・星座／さそり座・性格／几帳面？）

【社長の趣味】
ゴルフ、
読書（主に漫画）

【主な取り扱い業務項目】
・液状一般廃棄物処理業
・浄化槽維持管理及び清掃業務（農集排含む）
・下水道施設維持管理業務
・浄化槽設備業務
・配水管詰まり除去、修理など

【理念・社訓・方針など】
・誠実かつ適正な業務の遂行
・知識の共有と真剣な協議による意識の統一

【自社の夢・ビジョン】
私達国司衛生興業は、地域性を重んじ、住民の皆様や行政の方々との信頼をより深め地域環境に貢献していたいと思います。また社員一同は、環境に携わる者として、一人ひとりが誇りと自覚を持ち業務を遂行し、地域に根ざした社会貢献企業として、経営の安定化を図っていきたいと思っております。

好評発売中

パソコン版
『し尿／浄化槽業務管理システム』

この製品は、経済産業省特別認可法人【情報処理振興事業協会】の特定プログラム認定を受けた業種特化ソフトウェアです。

メリット
パソコン版『し尿／浄化槽業務管理システム』は、得意先の管理から、作業計画→実績登録→請求書発行→入金→未収管理といった基幹業務に加え、届出資料発行、点検／清掃実績管理、金融機関との連携まで可能な、統合型業務パッケージです。

ノウハウ
パソコン版『し尿／浄化槽業務管理システム』は、ウィンドウズ対応ソフト開発のノウハウを駆使し、業務シーンを意識したメニュー構成や、作業効率を重要視した入力画面を実現したことによる、初めての方でも操作可能な、統合型業務パッケージです。

サービス
パソコン版『し尿／浄化槽業務管理システム』は、美しく詳細な操作説明書だけでなく、どんなに離れていても、リモート接続でソフトの取扱いからパソコン本体までサポートする安心サービスを満載した統合型業務パッケージです。

資料請求・お問い合わせはこちらまで

FUJITSU パートナー
株式会社 ジーテック
〒730-0051 広島市中区大手町5-17-13GO&DOビル4F
Tel 082(504)0555（代） Fax 082(504)0501
URL http://www.gtec.co.jp E-mail gtecmail@mx.gtec.co.jp

水質を浄化し、住みよい環境を守る……し尿浄化槽、コミプラ放流水の殺菌消毒に

溶解にすぐれ、強い殺菌力を示します。
無機系塩素剤 日曹ハイクロン®錠剤

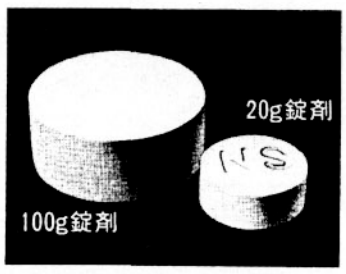

一回の薬剤充填で長時間にわたり殺菌力を持続します。
有機系塩素剤 日曹メルサン®

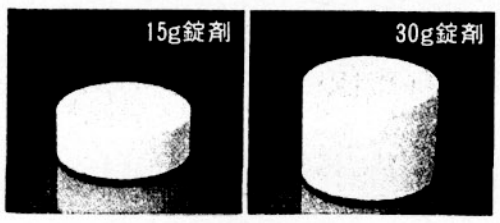

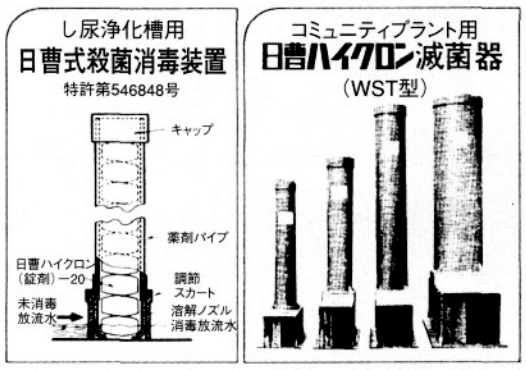

日本曹達株式会社

広島県薬業株式会社
本社　広島市西区商工センター３丁目4－25
ＴＥＬ　082（277）7700㈹
支店　福山市新涯町４丁目5－28
ＴＥＬ　0849（57）2400㈹